

オンライン「とやまで農林水産業」就業推進事業 就業PR動画制作業務に係る仕様書

1 業務の趣旨及び目的

本業務は、富山県での農林水産業への就業に係る情報・魅力をより効果的に発信するためのプロモーション動画を制作し、就業地としての富山県のブランド力向上を図るとともに、県内外の就業希望者における富山県での就業意欲を高めるもの。

2 業務委託の内容

就業PR動画制作に係る全ての業務（企画、構成、演出、撮影、編集、データ変換、納品等）。

3 動画の仕様等

(1) 動画の仕様

基本構成	下記テーマのもと、農業・林業・漁業各分野の先輩就業者へのインタビューや作業風景等の映像を通し、就業後のライフスタイルを想起させることにより、富山県における農林水産業への就業意欲向上をねらうもの
農業	【テーマ①】組織の一員として農業に携わる「雇用就農」編 ・対象の経営体で作られた農産物の紹介、作業風景 ・富山県での雇用就農した方、その雇用主へのインタビュー
	【テーマ②】社長となって自ら農業経営する「自営就農」編 ・対象の経営体で作られた農産物の紹介、作業風景 ・富山県で自営就農した方、その研修指導者へのインタビュー
林業	【テーマ③】「本気で林業」編 ・作業風景 ・先輩就業者へのインタビュー
	【テーマ④】「Wワーク or 冬はスローライフ」編 ・作業風景、別の仕事 or 冬の過ごし方 ・先輩就業者へのインタビュー
漁業	【テーマ⑤】「作業風景」編 ・若手漁業者の1日の作業風景（出港・網揚・帰港・選別・セリ等） ・この若手漁業者の紹介
	【テーマ⑥】「インタビュー」編 ・先輩漁業者へのインタビュー（2名） ・就業当初から現在までの様子や将来の目標、プライベートでの様子
制作本数	計6本
動画の長さ	1本あたり120秒程度
ターゲット	農林水産業の就業地を選定しようとする県内外の就業希望者（20代～40代）
映像	・解像度はフルHD（1920×1080）相当以上であること ・音楽（BGM）、ナレーション、字幕等を適宜挿入すること
発信媒体	公益社団法人富山県農林水産公社ホームページ、YouTube等

(2) その他の要件

- ① 先輩就業者等の出演は、1本あたり2名程度とする。
- ② 出演者は、受託者決定後に、公益社団法人富山県農林水産公社（以下「県農林水産公社」という。）と協議の上決定するものとする。
- ③ 出演に伴う謝金等は委託料に含むものとする。

4 業務執行上の留意点

- (1) 受注者は、構成、使用する素材及び撮影箇所を示したシナリオ等を制作し、県農林水産公社と協議すること。
- (2) 具体的な内容や撮影計画等については、県農林水産公社と協議の上進めること。
- (3) 事業開始前に事業全体の進め方等を県農林水産公社と共有し、必要に応じて打合せを行うこと。
- (4) 映像を制作するための専用機材や映像技術を十分に活用し、映像クリエイター、音響等を工夫してください。また、これらを使用する際に必要となる一切の調整及び許認可等の諸手続きは、受託者自身で行うこと。
- (5) 撮影を行う際は関係者への説明を十分に行い、撮影や動画データ等の公開について理解を得るとともに、必要に応じて許可を取ること。また、プライバシーや安全確保に最大限配慮すること。
- (6) Web（県農林水産公社ホームページ、YouTube等）で動画を公開することを前提とし、出演者、協力者等の肖像権及び音楽等の著作権に係る調整を行い、受託者の責任において権利関係を処理しておくこと。
- (7) 第三者（県農林水産公社及び受託者以外のもの）が所有する素材を用いる場合は、著作権処理等、利用に必要な措置を講じること。
- (8) 既存の映像データ等を利用する際には、利用する事業者及び映像の出演者に十分に説明を行い、データの公開、県農林水産公社による二次利用について理解を得るとともに、必要に応じて許可を取ること。
- (9) 新型コロナウイルス感染拡大防止に十分留意し業務にあたること。

5 成果品及び納期

(1) 成果品

- ① 制作した動画を収録したDVDディスク：1枚
- ② Web配信版データ（MP4形式）：1式
- ③ 出演者一覧
- ④ 本業務により撮影した動画データを収めたDVDディスク：1式
- ⑤ 第三者が著作権を有する素材を引用している場合は引用リスト

(2) 納品方法

県農林水産公社と協議の上、決定すること。

(3) 納品場所

公益社団法人富山県農林水産公社 農業部 農業担い手育成課

(4) 納期

令和3年3月19日（金）

(5) 検査場所

県農林水産公社より別途指定する。

6 その他

- (1) 制作した映像に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、すべて県農林水産公社に帰属する。また、県農林水産公社は成果品を二次利用できるものとする。
- (2) 成果品について第三者と紛争が生じたときは、受託者の責任と費用負担において解決すること。
- (3) 本仕様書に記載のない事項であっても、事業の趣旨に沿った効果的な提案であれば、それを提案することを妨げない。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県農林水産公社と協議するものとする。
- (5) 本仕様書はプロポーザル用であり、採用者とは内容を別途協議の上、契約を締結するものとし、契約内容等については、協議の中で企画提案書等の内容から変更・修正する場合がある。